

介護老人福祉施設重要事項説明書

1. 当法人が提供するサービスについての相談窓口

電話 042-674-8200 (午前9:00～午後5:30まで)

担当 栗原 利政

*ご不明な点は、何でもお尋ねください。

2. 特別養護老人ホーム絹の道の概要

(1) 提供できるサービスの種類

施設名称	特別養護老人ホーム絹の道
所在地	東京都八王子市鎌水94番地
介護保険指定番号	介護老人福祉施設 (介護保険事業所番号: 1372900439)

(2) 同施設の職員体制

	資格	常勤	非常勤	計	
管理者	施設長資格	1名		1名	
医師			1名	1名	
生活相談員		1名		1名	
栄養士	管理栄養士	1名		1名	
機能訓練指導員	看護師	1名		1名	
介護支援専門員	介護支援専門員	1名		1名	
介護・看護職員	看護師	看護師	3名	2名	5名
	介護福祉士	介護福祉士	14名	6名	20名
	<small>初任者研修・実務者研修</small>	<small>初任者研修・実務者研修</small>	7名		7名
	その他		1名	9名	10名
計		30名	18名	48名	

※ヘルパー1級・2級含む

(3) 同施設の設備概要

定員	80名	
居室	4人部屋	18室 (1室 41.04㎡)
	2人部屋	3室 (1室 27.36㎡)
	個室	8室 (1室 20.44㎡)
浴室	一般浴槽と特殊浴槽があります	
静養室	1室 2床	
医務室	1室	
食堂	1室	
機能訓練室	1室	
ホール	1室	
談話室	1室	

3. サービス内容

① 施設サービス計画の立案

利用者について解決すべき課題を把握し、利用者の意向を踏まえた上で、介護福祉施設サービスの目標およびその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上での留意事項等を盛りこんだ施設サービスを作成します。

必要に応じて施設サービス計画を変更します。

② 食事

食事の提供は嗜好に考慮すると共に、一人ひとりの健康、栄養状態に基づいて摂食・嚥下（飲み込み）機能に応じた個別の対応を重視します。嚥下機能に不安のあるご契約者は、誤嚥性肺炎や窒息などの危険性があり、これまで以上に個別の対応が必要となります。

③ 入浴

週に最低2回入浴していただけます。

利用者の状態により、入浴方法を決定します。（ミスト浴・チェアインバス・一般浴）
入浴の曜日や時間は入浴方法によって異なります。

もし、入浴日に外出や面会、体調不良などで入浴できなかった場合でも、入浴予備日を設けておりますので、週に2回の入浴を確保できます。

ただし、状態に応じ、清拭（部分清拭を含む）となる場合があります。

④ 介護

施設サービス計画に沿って下記の介護をおこないます。

着替え、排泄、食事等の介助

おむつ交換、体位変換、シーツ交換、施設内の移動の付添い…等

⑤ 機能訓練

入所者の心身等の状況に応じて日常生活を送るのに必要な機能の回復、又はその減退を防止する為の訓練を実施します。

⑥ 生活相談

常勤の生活相談員に、介護以外の日常生活に関することも含め相談できます。

⑦ 健康管理

当施設では、年間2回健康診断を行います。日程については別途ご連絡します。

また、常時看護師が医務室にて健康相談をお受けします。

⑧ 理美容サービス

当施設では月に1回、毎月第3木曜日に理美容サービスを実施しております。

料金は別途かかります。（4. 利用料金⑧（a）を参照下さい）

⑨ 行政手続代行

行政手続の代行を施設にて受付けます。ご希望の際は職員にお申し出下さい。

ただし、手続に係る経費はその都度お支払いいただきます。

⑩ 代行事務（立替金業務）

医療費、調剤費、散髪代、日用品、生活用品、食品等々の立替払い後、入金を確認した後領収書原本を送付します。

※医療機関及び調剤薬局からの請求書は末締めの日（26日）に一割負担金と一緒に口座振替となります。

⑪ レクリエーション


当施設では、季節感を取入れた行事、クラブ活動等を行います。

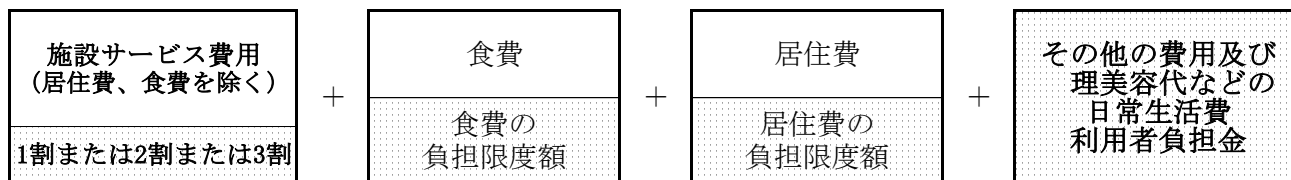
内容によっては別途参加費、材料費がかかるものもございます。詳しくは毎月の月間予定表をご覧ください。

4. 利用料金

(1) 基本料金

施設サービスを利用する場合の利用者負担

 が利用者負担



①施設サービス費用… (1日あたり)

- ・施設利用料

1. 要介護度別 サービス利用料金	要介護度 1 6,290 円	要介護度 2 7,038 円	要介護度 3 7,817 円	要介護度 4 8,565 円	要介護度 5 9,302 円
2. ① 看護体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)			12単位/日=128円/日		
② 個別機能訓練加算(Ⅰ)			12単位/日=128円/日		
③ 個別機能訓練加算(Ⅱ)			20単位/月=213円/月		
④ 精神科医療養指導加算			5単位/日=53円/日		
⑤ 日常生活継続支援加算			36単位/日=384円/日		
⑥ 夜間職員配置加算(Ⅲ)			16単位/日=170円/日		
⑦ 科学的介護推進体制加算(Ⅱ)			60単位/月=640円/月		
⑧ 生産性向上推進体制加算(Ⅱ)			10単位/月=106円/月		
⑨ 協力医療機関連携加算(Ⅰ)			100単位/月=1068円/月		
①~⑨合計			929円/日 (※30日換算)		
3. サービス利用料金 合計 (1+2)	7,219 円	7,967 円	8,746 円	9,494 円	10,231 円
4. うち、介護保険から 給付される金額	6,497 円	7,170 円	7,871 円	8,545 円	9,208 円
5. サービス利用に係る 自己負担額 1割 (3-4)	722 円	797 円	875 円	949 円	1,023 円
5. サービス利用に係る 自己負担額 2割	1,444 円	1,593 円	1,749 円	1,899 円	2,046 円
5. サービス利用に係る 自己負担額 3割	2,166 円	2,390 円	2,624 円	2,848 円	3,069 円
6. 居住費					
第1段階	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円
第2段階	370 円	370 円	370 円	370 円	370 円
第3段階	370 円	370 円	370 円	370 円	370 円
第4段階	855 円	855 円	855 円	855 円	855 円
7. 食費					
第1段階	300 円	300 円	300 円	300 円	300 円
第2段階	390 円	390 円	390 円	390 円	390 円
第3段階①	650 円	650 円	650 円	650 円	650 円
第3段階②	1,360 円	1,360 円	1,360 円	1,360 円	1,360 円
第4段階	1,445 円	1,445 円	1,445 円	1,445 円	1,445 円
8. 自己負担額合計					
第1段階 (1割負担)	1,022 円	1,097 円	1,175 円	1,249 円	1,323 円
第2段階	1,482 円	1,557 円	1,635 円	1,709 円	1,783 円
第3段階①	1,742 円	1,817 円	1,895 円	1,969 円	2,043 円
第3段階②	2,452 円	3,012 円	2,605 円	2,679 円	2,753 円
第4段階	3,022 円	3,097 円	3,175 円	3,249 円	3,323 円
8. 自己負担額合計 第4段階 (2割負担)	3,744 円	3,893 円	4,049 円	4,199 円	4,346 円
8. 自己負担額合計 第4段階 (3割負担)	4,466 円	4,690 円	4,924 円	5,148 円	5,369 円

※ 令和6年4月 介護保険法改正に伴い変更。(令和6年8月~居住費の変更)

介護保険制度(介護報酬改正)や当事業所の都合により変更となる場合がございますので、あらかじめご了承下さいませ様にお願い致します。

* 入所期間中に入院、または自宅に外泊した期間の取扱いについては、介護保険給付の扱いに応じた料金となりますのでご了承ください。

(入院、外泊が6日間までは部屋が確保されている上で居住費は徴収されます。)

②負担額の段階設定

居住費と食費の負担額は、課税状況や年金収入の状況に応じて4段階に区分されており、下表のように減額されます。

尚、この限度額の適用を受けるには、予め保険者（市、区）に申請を行い、「負担限度額認定証」の交付を受ける必要があります。

段 階 区 分			利用料負担段階	
所 得 区 分		世 帯 課 税 者		
市 町 村 民 税	世 帯 非 課 税 者	合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超		第4段階
		合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下		第3段階②
		合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下		第3段階①
		老 齢 福 祉 金 受 給 者		第2段階
	生 活 保 護 受 給 者 等		第1段階	

③居住費（光熱水費相当）

	負 担 限 度 額			
	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
多床室（相部屋）	0円/日	370円/日	370円/日	855円/日

④食費（「食材料費」＋「調理費」相当）

負 担 限 度 額				
第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
300円/日	390円/日	650円/日	1360円/日	1445円/日

⑤介護職員処遇改善加算

所定単位数（基本サービス費＋各種加算・減算を加えた総単位数）に8.3%乗じた単位数（1単位あたりの単価10.68円）

⑥介護職員等ベースアップ等支援加算（令和4年10月より）

所定単位数（基本サービス費＋各種加算・減算を加えた総単位数）に1.6%乗じた単位数（1単位あたりの単価10.68円）

※ 令和6年6月より介護職員処遇改善加算・介護職員特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算が一本化されます。

所定単位数（基本サービス費＋各種加算・減算を加えた総単位数）に14.0%乗じた単位数（1単位あたりの単価10.68円）

※ 令和6年8月～（居住費の変更）の料金

1. 要介護度別 サービス利用料金	要介護度 1 6,290 円	要介護度 2 7,038 円	要介護度 3 7,817 円	要介護度 4 8,565 円	要介護度 5 9,302 円
2. ① 看護体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)			12単位/日=128円/日		
② 個別機能訓練加算(Ⅰ)			12単位/日=128円/日		
③ 個別機能訓練加算(Ⅱ)			20単位/月=213円/月		
④ 精神科医療養指導加算			5単位/日=53円/日		
⑤ 日常生活継続支援加算			36単位/日=384円/日		
⑥ 夜間職員配置加算(Ⅲ)			16単位/日=170円/日		
⑦ 科学的介護推進体制加算(Ⅱ)			60単位/月=640円/月		
⑧ 生産性向上推進体制加算(Ⅱ)			10単位/月=106円/月		
⑨ 協力医療機関連携加算(Ⅰ)			100単位/月=1068円/月		
①～⑨合計			929円/日 (※30日換算)		
3. サービス利用料金 合計 (1+2)	7,219 円	7,967 円	8,746 円	9,494 円	10,231 円
4. うち、介護保険から 給付される金額	6,497 円	7,170 円	7,871 円	8,545 円	9,208 円
5. サービス利用に係る 自己負担額 1割 (3-4)	722 円	797 円	875 円	949 円	1,023 円
5. サービス利用に係る 自己負担額 2割	1,444 円	1,593 円	1,749 円	1,899 円	2,046 円
5. サービス利用に係る 自己負担額 3割	2,166 円	2,390 円	2,624 円	2,848 円	3,069 円
6. 居住費					
第1段階	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円
第2段階	430 円	430 円	430 円	430 円	430 円
第3段階	430 円	430 円	430 円	430 円	430 円
第4段階	915 円	915 円	915 円	915 円	915 円
7. 食費					
第1段階	300 円	300 円	300 円	300 円	300 円
第2段階	390 円	390 円	390 円	390 円	390 円
第3段階①	650 円	650 円	650 円	650 円	650 円
第3段階②	1,360 円	1,360 円	1,360 円	1,360 円	1,360 円
第4段階	1,445 円	1,445 円	1,445 円	1,445 円	1,445 円
8. 自己負担額合計					
第1段階 (1割負担)	1,022 円	1,097 円	1,175 円	1,249 円	1,323 円
第2段階	1,542 円	1,617 円	1,695 円	1,769 円	1,843 円
第3段階①	1,802 円	1,877 円	1,955 円	2,029 円	2,103 円
第3段階②	2,512 円	3,072 円	2,665 円	2,739 円	2,813 円
第4段階	3,082 円	3,157 円	3,235 円	3,309 円	3,383 円
8. 自己負担額合計 第4段階 (2割負担)	3,804 円	3,953 円	4,109 円	4,259 円	4,406 円
8. 自己負担額合計 第4段階 (3割負担)	4,526 円	4,750 円	4,984 円	5,208 円	5,429 円

※ 令和6年8月～居住費（光熱水費相当）

	負 担 限 度 額			
	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
多床室（相部屋）	0 円/日	430 円/日	430 円/日	915 円/日

⑦その他、介護保険の給付の対象となるサービス加算として、下記の料金をいただきます。

内容	金額			備考
	1割負担	2割負担	3割負担	
初期加算	32円/日	64円/日	96円/日	新規に入所及び30日以上入院ののち再び入所した場合～30日以内の加算
若年性認知症利用者受入加算	129円/日	257円/日	385円/日	
外泊時費用	263円/日	526円/日	789円/日	外泊、入院した期間（月6日を限度）
外泊時在宅サービス利用費用	598円/日	1196円/日	1794円/日	月6日を限度
退所時栄養情報連携加算	75円/回	150円/回	225円/回	1月につき1回を限度
再入所時栄養連携加算（1回につき）	214円/回	428円/回	641円/回	
退所前訪問相談援助加算	491円/回	982円/回	1474円/回	
退所後訪問相談援助加算	491円/回	982円/回	1474円/回	
退所時相談援助加算	428円/回	855円/回	1282円/回	
退所前連携加算	534円/回	1068円/回	1602円/回	
退所時情報提供加算	267円/回	534円/回	801円/回	
経口移行加算	30円/日	60円/日	90円/日	
経口維持加算（Ⅰ）	482円/月	855円/月	1282円/月	
経口維持加算（Ⅱ）	107円/月	214円/月	321円/月	
療養食加算	7円/回	13円/回	20円/回	1日につき3回を限度
特別通院送迎加算	634円/月	1268円/月	1903円/月	定期的かつ継続的に透析を必要とする入所者であって、施設職員が月12回以上の送迎を行った場合
配置医師緊急時対応加算（配置医師の勤務時間外）	348円/回	695円/回	1042円/回	
配置医師緊急時対応加算（早朝・夜間）	695円/回	1389円/回	2083円/回	
配置医師緊急時対応加算（深夜）	1389円/回	2777円/回	4166円/回	
看取り介護加算（Ⅱ） 死亡日以前31日以上45日以下	76円/日	153円/日	230円/日	
看取り介護加算（Ⅱ）死亡日 以前4日以上31日以下	153円/日	307円/日	461円/日	
看取り介護加算（Ⅱ）死亡日 以前2日又は3日	833円/日	1666円/日	2499円/日	
看取り介護加算（Ⅱ）死亡日	1688円/日	3375円/日	5062円/日	
在宅復帰支援機能加算	10円/日	21円/日	32円/日	
在宅・入所相互利用加算	43円/日	86円/日	128円/日	
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	4円/日	7円/日	10円/日	
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	4円/日	8円/日	13円/日	
認知症チームケア推進加算（Ⅰ）	161円/月	321円/月	481円/月	
認知症チームケア推進加算（Ⅱ）	128円/月	256円/月	384円/月	
認知症行動・心理症状 緊急対応加算	214円/日	428円/日	641円/日	入所後7日に限り

内容	金額			備考
	1割負担	2割負担	3割負担	
褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	4円/月	7円/月	10円/月	
褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	14円/月	27円/月	41円/月	
排せつ支援加算（Ⅰ）	10円/月	21円/月	31円/月	
排せつ支援加算（Ⅱ）	16円/月	32円/月	48円/月	
排せつ支援加算（Ⅲ）	21円/月	43円/月	64円/月	
安全対策体制加算	21円/月	43円/月	64円/月	入所者1人につき1回を限度

⑧日常生活費

（a）理美容費

メニュー	料金
カット+ブロー	¥ 3,290
パーマ+カット	¥ 8,670
部分パーマ+カット	¥ 6,515
カラー+カット	¥ 8,105
カラーのみ	¥ 5,950
パーマ+カラー+カット	¥ 12,975

※感染症拡大防止の為、使い切りタイプの『ディスポ・カットクロス&ディスポタオル』代金445円を別途請求します。

（b）行政手続代行費

行政手続の代行を施設にて受け付けます。ご希望の際は職員にお申し出下さい。

ただし、手続に係る経費はその都度お支払いいただきます。

（c）その他

上記の他、買物サービスの費用など自己負担になる場合もあります。

（2）基本料金の減免措置

当法人では「低所得者の利用者負担の軽減」の実施を予定しております。

対象となる方（次のいずれかに該当する方）

- ・ 住民税世帯非課税のうち特に生計困難である方。
（「特に生計困難者」とは、高額介護サービス費の上限額が最も低い所得区分に属する高齢者、その他これに準じるものと区市町村長が認めた方）

減免の程度

- ・ 利用者負担の1/2軽減・減免

※詳しくはお問い合わせください。

（3）料金の支払方法

毎月ごとに清算し、翌月の26日に指定された口座からみずほ銀行代金集金システム

（口座登録費用・毎月振替手数料130円をご負担頂きます）でお支払い頂きます。

入金を確認後、利用明細・領収書を兼ねた葉書を郵送で送付いたします。

事務処理の都合により現金によるお支払はご遠慮くださいますようお願いいたします。

5. 入退所の手続き

(1) 入所手続き

まずはお電話等で直接お申し込みください。居室に空きがあれば入所していただけます。空気が無い場合でも入所待機として登録させていただきます。

入所の順番が近づきましたら、入所準備のため訪問調査にうかがいます。また、ご家族にもお話しをお聞きします。診療情報提供書の提出をお願いします。（診療状況提供書の料金は自己負担となります。）入所判定会議で入所の可否を検討いたします。

入所が決まりましたら契約を結び、サービスの提供を開始します。

※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) 退所手続き

① お客様の都合で退所される場合

退所を希望する日の3日前までにお申し出下さい。

② 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・お客様が他の介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当（自立）または要支援と認定された場合
※この場合、所定の期間の経過をもって退所していただくこととなります。
- ・お客様がお亡くなりになった場合

③ その他

- ・お客様が、サービス利用料金の支払を2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず14日以内に支払われない場合、またはお客様やご家族などが当施設や当施設の従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、退所していただく場合がございます。この場合、契約終了30日前までに文書で通知いたします。
- ・お客様が病院または診療所に入院した場合、状況等により契約を終了させていただく場合がございます。
(この項目に関しては国の方針がはっきりしておりませんので、その都度個別に話合いのうえ対応させていただきます。)
- ・やむを得ない事情により、施設を閉鎖または縮小する場合、契約を終了し、退所していただく場合がございます。この場合、契約終了30日前までに文書で通知いたします。

6. 当施設のサービスの特徴等

(1) 運営の方針

- ・当法人の運営方針は介護リスクの共有を揚げたいと思います。認知症による問題行動で病院や他の老人福祉施設で利用を拒否された方や共同生活に微量のリスクがあるC型肝炎やMRSA等のほか医療的な問題（インシュリン投与など）を抱えた方を最優先してきました。結果、転倒骨折等の事故率のアップ、介護の重度化によるコスト増などの問題が必然的に発生しています。公的介護保険は原則、需要と供給の関係になります。互いに納得できるサービス提供を心がけていきたいと思います。

(2) サービス利用のために

事 項	有 無	備 考
男性介護職員の有無	有	
従業員の研修の実施	有	
サービスマニュアルの作成	有	
身体的拘束	有	医師または家族から指示があった場合に限り。

(3) 施設利用に当たっての留意事項

- ・面会時間： 午前9時より午後18時まで（消灯時間 午後10時）
時間外の面会も可能です。前もってご連絡下さい。
来園時は面会簿の記入をお願いします。
- ・外出、外泊： 外出・外泊引受者リストに記載されている方であれば友人、知人の方でも外出、外泊を受付けます。外出・外泊引受者リストは契約時に記入していただきます。
- ・飲 酒： 希望される方は火・木・土曜日の19:00～20:00にデイホールにてお願いします。
- ・喫 煙： 決められた場所（寮母室前）で喫煙願います。
ライターは居室へ持ち込めません。煙草は夜間、寮母室へお預け下さい。
(利用者の状態によっては寮母室管理とさせていただきます。)
- ・設備、器具の利用：
テレビ…持ち込み可能です。各ベッドサイドにアンテナが来ています。大きさに制限がありますのでご注意ください。また、イヤホンを必ずご使用下さい。
テレビを持ち込まれない方はホールや食堂等でご覧になれます。
- ・金銭、貴重品の管理：
基本のご家族で管理願います。ご本人が管理された場合、盗難、紛失等に関して責任を負いかねますので、ご了承下さい。
- ・所持品の持ち込み：
衣類、日用品等をご持参下さい。スペースに制限があります。（ダンボール3箱程度）
その他に持参したい品物があればご相談下さい。
カミソリ、果物ナイフ、はさみ等刃物類の持ち込みは禁止させていただきます。
食べ物を持ち込まれる場合は必ず職員にお申し出下さい。ご本人が管理された場合、食中毒や誤飲による窒息などの原因となります。

・施設外での受診：

施設の協力病院（北野台病院）への受診に関しては、施設にて送迎車または送迎に係る費用をお出しいたします。

ただし、利用者の身体や病状についての説明や判断が必要なことがありますので必ず、ご家族の付き添いをお願いします。

協力病院以外への受診に関してはご家族で送迎願います。

・宗教活動： 個人的に行うものであれば制限はありませんが、他の利用者への強要は禁止いたします。

・ペット： 共同生活の場ですので禁止させていただきます。

(4) 緊急時の対応方法

ご利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

<緊急連絡先>

氏名	
住所	
電話番号	
続柄	

(5) 感染症対策

- ・ 感染症及び、食中毒の予防及び蔓延の防止のための対策を検討し、感染症対策指針を作成する。また、「感染症委員会」を設置する。
- ・ 委員会では、①感染症が発生した場合の報告 ②職員に対する感染症の周知徹底 ③感染状況の調査とその具体的な防止策 ④再発予防対策などを協議し実行すると共に、委員会は定期開催する。

(6) 褥瘡予防

- ・ 褥瘡はつくりたくないものと心がけ、褥瘡を予防する介護を行う。
- ・ 好発部位を把握し、2時間毎に体位変換を行い、皮膚の状態をチェックし、局所の圧迫を取り除き、血流を良くし、予防に努める。

(7) 介護職員による痰の吸引・経管栄養の実施について

- ・ 嘱託医が作成した包括指示書を元を実施する。
 - ・ 看護職員と連携を密にし、絶えず報告・連絡・相談を行なう。
 - ・ 医療行為体制委員会を設置、管理体制を構築し、適切に処置を行なえるように努める。
- ※当施設は、登録喀痰吸引等事業者として登録しています。

(8) 看取りへの対応

- ・ 看護職員への夜間の連絡体制を確保し夜間帯での利用者の医療ニーズに対応します。
- ・ 入所者の看取りについて、医師の診断の下、本人又はご家族の同意を得ながら介護職、看護職などが協働して看取りを行います。また、看取りのために個室を確保し、職員へ看取りに対する研修を行います。

(9) 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、賠償を速やかに行います。

(10) 利用者の尊厳

入所者の人権、プライバシー保護に努め、従業者教育を行います。

(11) 秘密保持

- ①事業者は、入所者又はその家族の個人情報について「社会福祉法人美蘭会個人情報保護規定」「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めます。
- ②事業者及び従業者がサービス提供をする上で知り得た入所者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- ③また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- ④事業者は、従業者に、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、雇用契約の際に文書にて誓約しています。

(12) 非常災害対策

- ・防災設備…消化器具、スプリンクラー設備、自動火災報知設備
消防機関へ通報する火災報知設備、非常警報器具及び設備、誘導灯及び誘導標識
消防用水、非常電源（自家発電設備）、非常電源（蓄電池設備）、配線
防火扉・シャッター設備
- ・防災訓練…毎月1回実施 ※地域住民との合同防災訓練は1回/年実施
- ・防火管理者…地域課 林 直樹

(13) 業務継続計画の策定等

感染症や災害発生時における、利用者に対する継続的なサービス提供の実施や中断時における早期の業務再開の手順等、非常時における事業継続の方法を定めた業務継続計画を策定し、定期的な見直しを行います。従事者に対しても周知すると共に、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

(14) 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止の為に、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- ①虐待防止の為の指針を整備しています。
- ②虐待防止の為の対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業員に周知徹底を図っています。
- ③従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- ④サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

(15) 身体拘束について

事業者は、原則として入所者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、入所者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、入所者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で行うことがあります。

また、従業員に対して身体拘束に関する定期的な研修を実施しています。

(16) ハラスメント対策

職場において利用者や従業員から行われるハラスメントを防止するための規定を定め、従業員が働きやすい職場環境を実現します。

(17) 従業員の資質向上

従業員の資質向上のため個別の研修計画に基づき人材育成を行います。

7. サービス内容に関する苦情

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

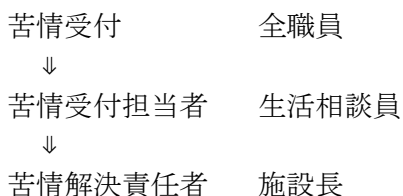
- 受付時間 8:30～17:30
- 電話番号 042-674-8200

上記時間以外は、宿直者が対応します。また、苦情受付ボックスを設置しています。

- 苦情解決責任者 施設長 村上 正人

(2) 苦情発生時の対応

以下の流れで連絡を行います。



(3) 行政機関その他苦情受付機関

八王子市	高齢者福祉課 相談担当	042-620-7420
新宿区	介護保険課給付係	03-5273-3497
杉並区	介護保険課事業者係	03-3312-2111
江東区	介護保険課 介護サービス利用相談窓口	03-3647-9099

国民健康保険団体連合会
 介護相談指導課 介護相談窓口担当 03-6238-0177

8. 第三者評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	①.あり	実施日	令和5年12月28日
		評価機関名称	株式会社 にほんの福祉ネット
		結果の開示	①.あり 2.なし
	2.なし		

9. 当社の概要

社会福祉法人 美蘭会
理事長 村上 正人
名称・法人種別 東京都八王子市鎌水94番地 Tel 042-674-8200
代表者役職・氏名
所在地・電話番号 1、 第1種社会福祉事業
定款の目的に定めた事業 2、 第2種社会福祉事業
3、 老人居宅生活支援等事業
4、 公益事業
施設・拠点など 社会福祉法人 美蘭会
特別養護老人ホーム絹の道 施設長 村上 正人
絹の道 訪問介護事業所 所長 乙戸 雄太
絹の道 ケアプランセンター 所長 佐藤 正仁
住宅型有料老人ホーム 地域コミュニティセンター絹の道 ホーム長 村上 正人
絹の道 デイサービスセンター 所長 栗原 利政

9. その他

----- 契約をする場合は以下の確認をすること -----

令和 年 月 日

介護老人福祉施設入所にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 東京都八王子市鎌水94番地
名称 社会福祉法人 美蘭会
特別養護老人ホーム 絹の道

説明者 所属 援助課
氏名 佐藤裕紀

私は、契約書および本書面により、事業者から介護老人福祉施設についての重要事項の説明を受けました。

利用者 住所
氏名

(代理人) 住所
氏名